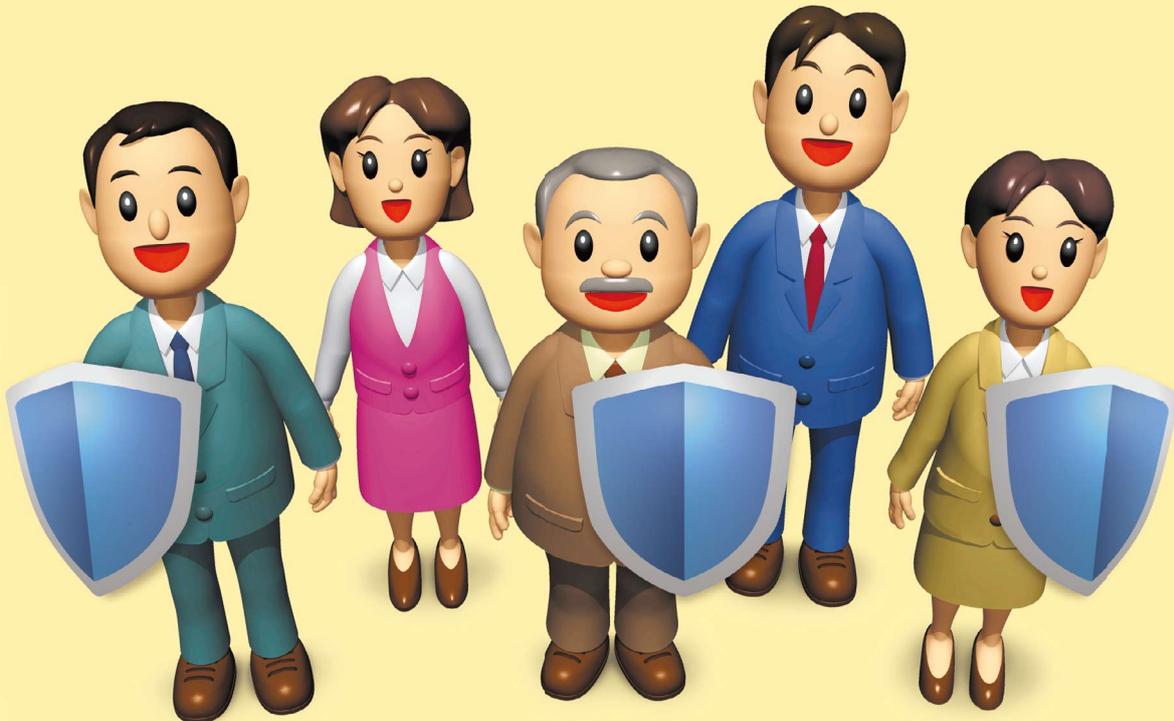


みんなの**情報**ガード

情報漏洩総合保険特約付包括職業賠償責任保険

「みんなの情報ガード」は、 情報管理に特化した保険です。

事業を営むうえで、守るものは「人」・「物」・「お金」だけではありません。
現代の情報化社会において、「**情報**」を守ることがとても重要です。



1 コンサルティング
費用補償



2 ブランドイメージ
回復費用補償



3 損害賠償金・
争訟費用補償

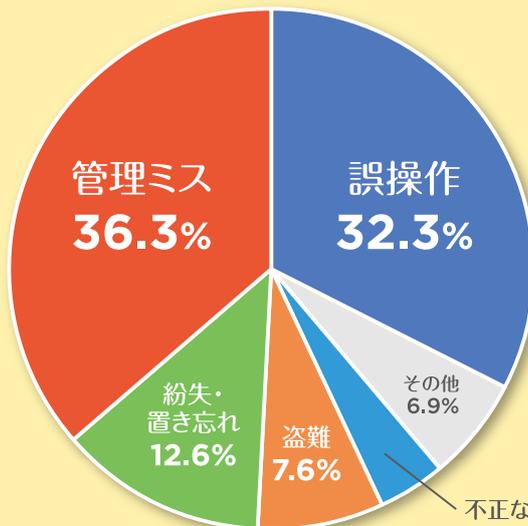
「みんなの情報ガード」は個人情報だけでなく企業情報管理リスクを包括的にカバーする保険です。

公表されている漏洩事故だけでも、
1日あたり4～5件発生しています!!

〈漏洩の原因ランキング上位5位〉

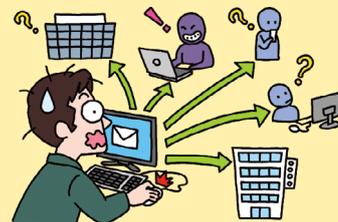
第1位 管理ミス

不要となった顧客情報をペーパーシュレッダーで処理をしないで破棄したため、第三者の手に渡ってしまった。



第2位 誤操作

取引先の担当者に送信するメールに、誤って別の取引先の出店人員計画が記載されたデータファイルを添付してしまった。



第3位 紛失・置き忘れ

通勤電車で居眠りをしたため、うっかり鞆を網棚に置き忘れてしまい、紛失してしまった。
鞆の中には顧客情報を大量に複製したUSBメモリが入っていた。



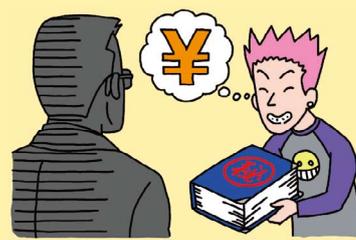
第4位 盗難

営業途中に立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場で車上荒らしにあい、アタッシュケースとともに、その中に入れていた口座情報が記載された顧客リストが盗まれてしまった。



第5位 不正な情報持出し

アルバイトが金銭目的のために、顧客の勤務先・年収等を記載したファイルを事務所のキャビネットから不正に持ち出して、第三者に売却してしまった。



(引用) JNSA2010年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書

情報漏洩事故は、社会的信用だけでなく、運転資金にも大きなダメージに!!

早期対応が重要!! 対応を誤ると...

ブランド劣化
風評被害

顧客離れ
取引停止
株価下落



社会的信用・企業イメージ



情報漏洩の対応にはコストがかかります

コンサルティング費用
事故原因の調査費用
コールセンター委託費用
お詫び状・社告費用
見舞金・見舞品費用 など



運転資金

企業の存続問題に発展することも...

運転資金に影響することも...

情報も補償の対象になる、

みんなの **情報ガード** は **ココ** が **すごい!!**



個人情報の漏洩が発覚した時点で、 コンサルティング費用補償が発動!

コンサルティング費用補償

多数の被害者に対して、迅速かつ適切な初期対応を行うために、当社が認めたコンサルティング会社を利用した費用を補償します。

なぜ、コンサルティングが必要?

経験豊富なコンサルタントからの客観的なアドバイスは、自社のブランド劣化を最小限に食い止め、早期に収束宣言を行う手助けになると考えられます。



個人情報の漏洩について公表など^(注1)を行った時点で、 ブランドイメージ回復費用をお支払い!

ブランドイメージ回復費用補償

被害者への謝罪や事故調査に要する費用等、自社のブランドイメージを回復するための費用を補償します。

お支払する費用

1. 事故原因調査費用
2. 事故対応により生じる超過人件費
3. 事故対応により生じる出張費・宿泊費
4. 通信費用、文書作成費用
5. コールセンター会社への委託費用
6. 臨時に要した法律相談費用
7. 広告宣伝活動費用 (新聞の謝罪広告費用等)
8. 見舞金・見舞品購入費用^(注2) など

(注1) 次のいずれかをいいます。

①記名被保険者(補償を受けられる事業者など)が行う公的機関等に対する文書による届出または報告など

②記名被保険者(補償を受けられる事業者など)が行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなどによる会見、報道、発表、広告など

(注2) 記名被保険者(補償を受けられる事業者など)のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券等は除きます。また個人情報1件あたり1,000円を限度として社会通念上妥当な額であると当社が承認したものに限りま。



さらに、法律上の 損害賠償金・争訟費用をお支払い!

**個人情報だけでなく
企業情報も対象**

損害賠償金・争訟費用補償

被害者からの慰謝料請求や、委託者(委託元)^{*}からの求償(損害賠償請求)がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用などを補償します。

^{*}委託者とは、被保険者に個人情報の管理を委託した者をいいます。

補償プランの例

その他のプランにつきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

1億 円 プラン (注1)	補償項目	1事故・保険期間中の 支払限度額	縮小支払責任 割合 ^(注4)	自己負担額 (免責金額) ^(注5)
	①コンサルティング費用補償	500万円	100%	なし
	②ブランドイメージ回復費用補償 ^(注2)	2,000万円	90%	10万円
	③損害賠償金・争訟費用補償 ^(注3)	1億円	100%	10万円
	④企業情報漏洩補償	1億円	100%	10万円

(注1) ①~④で支払う保険金の総額について、1億円を限度とします。

(注2) 見舞金・見舞品購入費用については、個人情報1件あたり1,000円を限度とします。

(注3) 委託者(委託元)からの求償(損害賠償請求)のうち、見舞金・見舞品購入費用については、個人情報1件あたり1,000円を限度とし、かつ③損害賠償金・争訟費用補償の1事故・保険期間中の支払限度額の10分の2を限度とします。

(注4) お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から自己負担額(免責金額)を差し引いた額に乗じる割合をいいます。

(注5) お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く額をいいます。自己負担額(免責金額)は、それぞれの補償項目ごとに独立して適用します。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 共通
- ①戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、労働争議または騒擾（じょう）
 - ②地震、噴火、洪水または津波等の天災
 - ③保険契約者または被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）（※）
 - ④保険契約者または被保険者の故意または重過失による法令違反（※）
 - ⑤保険契約者または被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（※）
- （※）③～⑤については記名被保険者の使用人等の行為または違反については適用しません。
- (2) 個人情報漏洩補償条項・企業情報漏洩特約共通
- ⑥被保険者が第三者に個人情報（企業情報）を提供し、または個人情報（企業情報）の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが個人情報（企業情報）の漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ⑦被保険者が第三者と個人情報（企業情報）を共同して利用したことが個人情報（企業情報）の漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ⑧被保険者が第三者から個人情報（企業情報）を提供され、または個人情報（企業情報）の一部もしくは全部の取扱いを委託されたことが個人情報（企業情報）の漏洩に該当するとしてなされた損害賠償請求
 - ⑨日本国外においてなされたまたは係属している損害賠償請求もしくは日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求がなされたことによる損害
- (3) 個人情報漏洩補償条項
- ⑩利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
 - ⑪被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
 - ⑫被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を停止しないことによりなされた損害賠償請求
- (4) ブランドイメージ回復費用補償条項
- ⑬被保険者に生じた喪失利益
 - ⑭国または公共機関による法令などの規制
- (5) コンサルティング費用補償条項
- ⑮保険期間の開始時より前に生じた個人情報の漏洩の発覚
- (6) 企業情報漏洩特約
- ⑯被保険者が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求
 - ⑰被保険者が業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求など

オプション特約のご案内

- ネットワーク賠償損害補償特約
情報漏洩以外の情報システム・ネットワークに関連する事故により他人に損害を与えた場合の賠償損害（コンピュータ・ウイルスの感染による他人に対する損害等）を補償します。
- 見舞金・見舞品費用対象外特約
ブランドイメージ回復費用補償における見舞金・見舞品購入費用および個人情報漏洩補償における委託者（委託元）からの求償（損害賠償請求）としての見舞金・見舞品購入費用について、補償の対象外とします。

ご注意

- 保険料は業種、売上高・補償内容（特約の有無を含みます。）・支払限度額・免責金額等により決定されます。実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書をご確認ください。また、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- 保険期間（保険のご契約期間をいいます。）は、1年間となります（1年未満の短期契約および1年を超える長期契約はできません。）。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払のほか、複数回に分けて払い込む分割払、集団扱（一括払・分割払）、大口分割払等があります。分割払の場合、所定の保険料の割増が適用されます。また分割払等では、口座振替による払い込みもご利用いただけます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- 実際のご契約にあたっては、過去の実績などを勘案した保険期間中の「売上高」等の見込み金額により算出した概算保険料をお支払いいただき、保険期間終了時に保険期間中の実際の金額により算出した確定保険料と概算保険料との差額を精算させていただきます。
- この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。特に、保険料分割払特約（大口）をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。
- 事故の際、弊社は直接被害者の方と示談交渉はいたしません。
- 賠償金額の決定につきましては、事前に弊社の承認が必要です。

その他ご注意いただきたいこと

- ご契約の際には弊社所定の告知事項等申告書をご提出いただきますので、全ての項目について正確にご記入ください。この告知事項等申告書に告知いただく事項により保険料の割引・割増が適用になることがあります。また、保険をお引受けできないことがあります。この申告書によるご申告内容に事実と異なる記載がある場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平 日：午前9:00～午後6:00（年末年始を）
●土日祝：午前9:00～午後5:00（除きます。）

事故の受付・ご相談は…

富士火災

セーフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平 日：午前9:00～午後7:00
（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）
※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000（大代表）
http://www.fujikasai.co.jp/

お問い合わせは